

清代中国における族塾の普及とその要因

胡 学 亮

The Development of Clan Schools of China and Its Causes in Premodern

HU Xueliang

はじめに

本稿は、清代中国において宗族集団がその子弟の教育のために設けた初等教育機関である族塾を対象とし、族塾の母体及び族塾の普及状況、設立動向、設立の意図などについて考察するものである。

中国の清代（1644年—1911年）は、最後の封建社会であり、自給自足の自然経済体制を主体としながらも、資本主義の要素が芽生えた時期でもあった。近代学校制度が導入される（1904年）以前に、清代中国学校系統としては、中央には官立学校である国子監などがあり、地方には官立の府・州・県学など中等・高等教育機関があった。初等教育段階の庶民の教育機関として、社学・義学・啓蒙私塾・族塾などが設けられていた。このような清朝における学校制度は中国の封建社会の歴史の中で一番成熟したものといわれている¹。この中に、族塾は世界に類をみないユニークな学び場である。つまり、中国の族塾は一族の共有財産によって経営され、一族の子弟を教育するために設けられた、いわば同族内義学のようなものである。族塾の歴史は古く、唐末五代（10世紀末期）にも遡ることができるが²、北宋の名相范仲淹（989—1052年）によって蘇州に創設された范氏義学が最もよく知られている。清代に入ってから、族塾が次第に発達するようになった。特に乾隆時代になると、族塾開設数が急に増えた。また、族塾の開設は、一族結合が強かった南部の諸地域だけでなく、中部の湖南省や湖北、北部の河南省など各地域まで広まっており、族塾は清代中国における民衆教育の普及に一定の役割を果たしたのである。

族塾に関する研究は、多賀秋五郎などの学者が進めている。多賀は豊富な族譜に基いて族塾の設営や教員招聘、族塾の教育対象と学習内容等について考察し、族塾の設営形態と教育活動内容などの特徴を究明した³。本稿では、こうした先学の優れた研究業績を踏まえながら、近代学校制度が導入された1904年以前、江南地方を中心とする族譜や地方志を用いて、族塾の普及状況とその要因に着目し、清代中国の族塾の性格や実態をさらに明らかにしようとする。そこで本稿では、まず近世中国社会における族塾の経営基盤である宗族集団の特徴を明確にしたい。次に史料が比較的明確になっている浙江省鄞県を例として、族塾の設立や普及の状況を探り、族塾の設立と宗族の規模など諸要因との関係を明らかにし、さらに族譜などの史料を用いて族塾の設営形態と設立意図を分析し、類型化し、族塾の開設と普及の要因を探る。

1. 族塾の母体である宗族集団について

族塾の性格を把握するために、まずその経営基盤である宗族集団の特徴を明確にしておきたい。宗族とは、父系の一族、すなわち同姓の親族の結合である⁴。中国社会では、父系の親族を重んずる傾向が強く、同姓の一門が集って住む伝統は古く存在した。この点について、「休寧銘洲呉氏家記」に記載された安徽省休寧県銘洲村の呉氏一族を例として説明する⁵。

この村に居住している呉氏一族の始祖は、唐末黄巢の乱（9世紀末）の折に、江西省から新安休寧県の龍江へ逃れてきた呉焜であるという。その後、呉氏は龍江において多くの子孫を数えたので、10世から龍江周辺の村に移り始めた。銘洲村における呉氏一族は、1287年（元代至元24年）に移住した19世の榮七（本名は不詳。1277年生まれ、1298年に没した）の子孫であるといわれている。1287（至元24）年の移住から10代目の27世孫呉子玉が1584年（明代万暦12年）にまとめた「休寧銘洲呉氏家記」によると、1584年頃少なくとも27世から31世までの5世代にわたる数十の家族、100人以上の呉氏一族が、共同祖先を意識しながら、同じ銘洲村に生活していたことがわかる。

これらの呉氏の人々や家族は、①必ず1つの姓を有し、②それを父系により伝承し、③「同姓不娶」（姓を同じくする父系親の間では婚姻が禁止される）の制によって父系親は相互に結婚せず、という原則にしたがって、同姓父系親は宗族として強く結合し、同一の村落に住み、1つの特有の地域社会集団（local community）を形成していた。

さらに、明代から清代に移るにつれて、銘洲村呉氏一族の結合は一層緊密となり、呉氏の共通の祖先を祭る専用の場所としての祠堂を建てた。その内で族内の紛争を解決し、節日には祭りを行い、一族の集会を催した。祠堂は銘洲村における呉氏一族結合の中心的な役割を果たしていたといえる。

また、呉氏一族は全族の共有財産として「族田」を設け、この土地は全族の大多数の同意がなければ売ることができなかった。土地からの収入は祖先祭祀の費用を賄うほかに、族内貧困者を救済し、学校を建て、一族の防衛施設や道路橋梁を建設することにあてた。

以上の例にみるように、中国社会における宗族集団は、一般的にいえば、その形成過程には次の4つの特徴が現れている。

第1は、一族が集り住むという特徴である。共通の祖先を有する各家庭が特定の村落に居住し、そこで社会的・経済的・宗教的な活動を展開し、自然的に特有の地域社会集団を形成していた。これは、宗族集団を形成する前提である。

第2は、一族の共有財産いわゆる「族産」と祠堂を設けたことである。族産は宗族結合の存在を示す物的な基礎で、その用途によって名称が異なっている。祭田、墓田、太公田（太公とは祖先の意味）などは祖先の祭りのための田であることを意味する。書田、学田、灯火田などは一族の教育費のための田であることを指している。また、義荘、義田は族内貧困者を救済するための田であることを意味する。

祠堂（宗祠ともいう）は田地以外の一種の族産であり、一族結合の物的な顕著な現れである。共通祖先を祭る場所だけではなく、一族のさまざまな問題を議論する場所でもあり、また一種の族内紛争を解決するための裁判所でもある。そして明代・清代になると、それは一族の子弟

を教育する学校所在地になる場合も多くなった。祠堂が一族団結の中心として自覚をされていることを示している。

第3は、族譜を作ることである。族譜は一族の世系関係を中心として、それに伝記・墓地・祠廟・義荘、族規家訓・祖先の詩文や著書などを付加することによって、その族の歴史を物語る書籍である。族譜を作るとは、祖先への共族意識を媒介として一族の人々の血縁的なアイデンティティを高め、一族の統一感を維持し強化する役割を果たしたのである。

第4は、宗族組織を作ることである。宗族の構成員が多く、共同事業が多い場合、族長だけでなく、何人かの役員が選ばれ、族内の争いを調停し、悪事を処罰し、また異族との交渉にも当たる。

中国の宗族の形成は紀元前10世紀の周代（1100-200BC）に遡ることができる。しかし、歴史的文献においては、上述した宗族集団の備える4つの特徴が記述され始めたのは、北宋（960-1126年）以降である⁶。族産中の義田の創始者は、北宋の范文正（即ち范仲淹）である。范氏義田の創立（北宋の慶暦・皇祐年間、即ち1041—1054年）後、これに倣う者が各地に続出し、義田設置の風が時とともに各地に広がった。祭田の設置も北宋の熙寧・元豊年間（1068-1085年）にはすでに一般の習俗として行われていたようであるが、殊に明代・清代に入ってその普及の度は一段と高まった⁷。また、祠堂を建て、族譜を作ることにも北宋に始まり、明代・清代になるとかなり普及した⁸。各地における宗族集団の形成の例は、宋代以降の地方志にもみられる。例えば明朝万暦年代の浙江省黄岩県では、「宗族がやや大きくなると、祭田を置き、宗祠を設け、世々代々の拠り所」⁹としたという。また、清朝乾隆年代の江西省贛県では、「村には、一族が集って居住し、六つの村に住んでいる人々がすべて同姓であり、数千戸に達し、（彼らは）必ず宗祠を建て、祭田を置く」¹⁰という。また、清朝嘉慶年代の安徽省旌徳県でも、「都市と農村に一族が集まって住んでいる場合が多い」¹¹といわれている。つまり、有力な宗族集団は数か村ないし数10村にまたがって存在しており、自然村落より大きな団体となる場合もあった。このように、厳密な宗族集団の形成は、北宋から始まり、南宋と元代を経て、明代・清代に至り、高度に発達したといえよう。

宗族集団の発展、特に一族結合の強化と義荘・義田などの族産の拡大につれて、族人の子弟を教育する機関、すなわち族塾が生まれてきた。では、族塾はどのように発展し普及してきたのだろうか。

2. 族塾の普及状況

2.1 各時代における族塾の開設の推移

族塾は一族の共有財産によって経営され、一族子弟を教育するために設けられた、いわば同族内義学のようなものである。その呼び方はさまざまである。某氏族館や某氏義塾、あるいは書塾や義学が普通の呼び方であるが、設置場所によって某氏荘塾あるいは祠塾とも呼ばれている。

前述したように、族塾の歴史は古い。北宋初期（960年以降）になると、主に一族の子弟の教育のため、時には就学の資力がない異郷の人の入学を認めた族塾は、一部の資産家の出資に

よって建てられた。この中で、江州徳安県陳氏族塾の東佳書堂、洪州奉新県胡氏族塾の華林書堂及び南康建昌縣洪氏族塾の雷塘書院は特に有名である。例えば陳氏一族は徳安県に集って居住し、人口が700人あまりに達していた大きな宗族である。その族立学校東佳書堂は、陳氏一族の子弟を教育するほかに、「延四方学者、伏臘皆資焉、江南名士皆肄業其家」¹²といったように、周囲の子どもを入学させ、書籍などを与え、生活費も補助し、英才を育てたのである。

しかし、文献に詳しく記載され、後世に大きな影響を与えた古い族塾の例は、北宋の名相范仲淹（989－1052年）が蘇州に創設した范氏義学である。『范氏家乗』¹³によれば、范仲淹が1050（北宋皇祐2）年に、兄范仲温と協議し、長年の宿願である范氏義田・義荘の設立を実現した。それとともに、范仲淹が范氏一族の義学すなわち族塾を創建した。族塾は范氏一族の共有財産である義田の収入によって運営される形をとっている。このことが、以下の文献によって明らかになる。

范文正公嘗建義宅、置義田義荘、以収其宗族、又設義学以教、教養咸備¹⁴。

范文正すなわち范仲淹が義田や義荘を建てたと同時に、義学を設け、宗族の子弟を教育するというのである。

南宋以降、一族が族塾を設ける風は各地に流行し、その中で范氏義学を倣って族塾を建てる例が各地方志や族譜に多くみられる。例えば、饒州樂平では、高級官吏である王剛中（1170<乾道6>年卒去）は、生涯においてずっと范仲淹を敬慕し、「千畝の田を購入して義荘を作り、また族塾を設け、一族の子弟をみな入学させた」¹⁵。また、潭州衡山出身の趙葵は、南宋の丞相まで拔擢された人物であるが、彼の父は「一族の子弟のため、范仲淹を倣って義荘を作ろうとしたが、実現できなかった」。趙葵は父の遺志を継いで、義田五千畝を設け、族塾を建て、「一族の子弟が六歳になると、小学に入学し、十二歳になると、大学に入学する」¹⁶と定めた。

元代・明代を経て、清代に入ると族塾は一層発展した。例えば、浙江省慈溪県の葉氏族塾は1832（清代道光12）年に葉維新三兄弟が捐銀で設けたものである。その動機は、「欲倣宋范文正公遺法、置義田以贍族属……又設義学、俾生而得所教」（宋代范文正公の方法を倣い、義田を置いて族人の世話をする。また義学を設け、族人が教育を受けることができる）というものであった¹⁷。また、湖南省湘潭県の『龍船港李氏五修族譜』に記載された「勸捐義学引」は、冒頭に「世の中に一族が名門豪族と称するには、必ず有名な儒学者と才徳兼備の男がいる」と述べ、しかし我が一族には「この数十年、勉強して科挙を受ける人も僅かしかない」。その根本的な原因は「族人が貧しくて教育を受けることができないから」である。よって「昔の范文正公が義学を設けたように」、義学を建てなければならないと力説した¹⁸。

各地で范氏義学にならって族塾を設置し、普及させてきたという事実は、少なくとも2つのことを意味していると考えられる。1つは、范氏義学のありかたはその後の各地における族塾に手本を示し、ほかの多くの宗族集団が族塾を設立することに大きな影響を与えたと考えられる。もう1つは、范氏義学はほかの族塾より早い時期に建てられ、族塾の嚆矢であることである。

范氏義学が創設されて以来、各年代における族塾の開校数はどのように変遷してきたのだろうか。これを究明するために、長江以南の地域を中心とする清末民初の各地方志と各時代の一部の族譜を調べた。しかし、これらの地方志は教育機関について官学を中心として記述しているので、私立である族塾について触れていないものが大半である。また族譜においては、族塾に関する記述の詳細が様々ではないので、収集された族塾のデータは十分とはいえない。したがって、限られた情報により各時代における族塾の開校推移を正確に判断するのは難しい。しかし、その主な特徴として以下の点を指摘できる（表1）。

第1に、1050（北宋皇祐2）年に范氏義学という族塾が誕生してから、元代を経て明代に至る長い間（約600年間）、その発展は極めて緩慢であり、族塾の萌芽期ともいえる。

第2に、清代に入ってから、族塾が次第に発達するようになった。特に乾隆時代になると、その開校が急に増え、清末の光緒年代に至った。この時期は、族塾の一大発展期であるといえる。

第3に、宋代、元代ないし明代には、族塾を設立したのは、人口が多く経済に恵まれたいわゆる有力宗族だけではなく、その発起者の多くは士大夫や高級官僚であった。しかし、清朝になると、後述の浙江省鄞県の例にみられるように、経済状況が豊かではない小さい宗族も族塾を開校し始めることになる。

表1 各年代に開設された族塾校数¹⁹

年代		族塾数	各年代の%
宋代		3	2.8%
元代		3	2.8%
明代		3	2.8%
清代	康熙	3	2.8%
	雍正	0	0.0%
	乾隆	9	8.5%
	嘉慶	10	9.4%
	道光	16	15.1%
	咸豐	12	11.3%
	同治	21	19.8%
	光緒	26	24.5%
計		106	100.0%
不詳		22	
合計		128	

浙江省などの各地方紙と族譜より作成

2.2 清末における族塾の普及状況—浙江省鄞県を例として—

近代学校制度を導入する以前、すなわち清末までに族塾はどの程度普及したのだろうか。これに関する資料は極めて少ないが、1876（光緒2）年に刊行された浙江省『鄞県志』には、族塾の設立状況が比較的詳しく記述されており、さらに1935（民国24）年に刊行された同県志の中に、全県の宗族の始祖・居住地・人口・族産・組織などについての調査結果が422ページ（B5サイズ相当）にわたって掲載されている。ここで、これらの資料を用いて、浙江省鄞県を例として、族塾の設立や普及の状況を探ってみる。

2.2.1 鄞県における宗族集団の構成

鄞県は浙江省の東部に位置し、杭州湾を挟んで上海の南方にある。鄞県は古来交通貿易の一中心地として、唐、宋代から海外貿易で栄え、早くから日本との往来が盛んであった。『鄞県志』（光緒2<1876>年刊行）によれば、清朝時代には、鄞県は浙江省の寧波府の府治所在地であり、慈溪・鎮海・定海・奉化・餘姚などの県と接している。地形が蝶の形に似ており、東西方向は広く（約70キロメートル）、南北方向は狭い（約33.1キロメートル）。面積は約1,377

方キロメートルであり、人口は1855（咸豊5）年には214,531名（男性のみ）であり、1912（民国元）年には650,220名であった²⁰。

『鄞県通志』の「氏族」編をみると、これは全県における宗族集団の始祖・場所・祠堂・族譜・人口・組織・風俗習慣・調査時期などを、他の地方志では例をみないほど克明に挙げている。これらのデータは、「調査時期」欄に1933（民国22）年あるいは1934（民国23）年と明記されていることから、この地方志が刊行された1935（民国24）年の2年前からの調査に基づいたものである。調査時点の1933（民国22）年における全県人口は700,481人であり²¹、清末民初の全県人口650,220（1912年）より7.1%しか増えていなかったの、両時期における全県の宗族集団の基本的な構成は大きく変わっていないと推察できる。

さて、上述の『鄞県通志』氏族編²²に揭示されたデータを統計してみると、全県には自然村落が873村あり、宗族はあわせて709個であった。また、一番小さい宗族は1戸4人で、逆に一番大きな宗族は3,000戸10,000余人から構成されている。人口50人未満の小宗族は53個となり、全体の10.7%を占め、人口1,000人以上の大きな宗族は60個であり、全体の12.1%を占め、両者を合わせて20%位にすぎない。大部分の宗族は50から1,000人の人口から構成されている。平均的にみれば、1宗族あたりの戸数は179であり、1宗族あたりの人口数は497人である（表2）。

また、宗族の結合の強さを示す祠堂や族譜を有する宗族の数を統計してみると、表3のようになる。この表によれば、祠堂を持つ宗族と族譜を持つ宗族は、全体のそれぞれの77.7%と66.9%である。祠堂と族譜を両方持っている宗族は64.9%、すなわち全体の約2/3に達している。前にも述べたが、一族の結合の中心となる同族の祠堂や族譜を有するか否かは、宗族の結合の強さを示す1つの客観的標準ともなる。この意味からいえば、鄞県は祠堂や族譜の発達した地方であり、宗族の結合の強い地方であるといえる。これらの点はこの地方で族塾を普及させた1つの大き

表2 鄞県における宗族人口の構成

宗族人口	宗族数	百分比
50以内	53	10.7%
51-150	136	27.4%
151-300	109	21.9%
301-500	70	14.1%
501-1000	69	13.9%
1001-2000	44	8.9%
2001-5000	14	2.8%
5000以上	2	0.4%
計	497	100.0%
不詳	212	
合計	709	

『鄞県通志』氏族編（一）、（二）より作成

表3 鄞県における宗族集団の状況

自然村落数		873	百分比
姓数		139	
宗族集団数		709	
内訳	祠堂あり	551	77.7%
	祠堂なし	47	6.6%
	祠堂不詳	111	15.7%
	族譜あり	474	66.9%
	族譜なし	111	15.7%
	族譜不詳	124	17.5%
	祠堂と族譜あり	460	64.9%

『鄞県通志』氏族編（一）、（二）より作成

胡：清代中国における族塾の普及とその要因

な背景といえよう。

2.2.2 鄞県における族塾の普及状況

さて、上述した鄞県における709宗族の中でどの位の宗族が族塾を設けたのだろうか。これについては、まず1876（光緒2）年刊行の『鄞県志』に記述された族塾をまとめてみると、表4のようになる²³。

表4 清代鄞県における族塾の一覧表

名称	場所	創建時期	発起人	経営過程
董氏崇本義学	董氏義廟	不明	邑人：董允霏	学田
陸氏双井書院	西隆	乾隆23（1758）年	里人：陸漢赤・陸兆蘆・陸大任	学田245畝
張氏起文義学	里仁堂	乾隆年間（1736-1795年）	里人：張協恭・張肇豊・張震初等	学田60畝
全氏桓溪義学	砂港口	乾隆年間（1736-1795年）	里人：全祖煜	学田田20畝
施氏崇本堂義学	黄公林	嘉慶12（1807）年	里人：施博九	学田
王氏義学	唐家堰	嘉慶22（1817）年	里人：王汝文	学田77畝
徐氏敦本義学	大墩	嘉慶24（1819）年	里人：徐桂林	一族出資
朱氏真吾義学	它山廟東	道光13（1823）年	里人：朱孝銓	義莊
袁氏始基堂義学	大堰道	道光5（1825）年	里人：袁万経	学田
虞氏豊文義学	虞家塢	道光18（1838）年	里人：虞維清・虞異・虞炯	学田
董氏壻湖書院	洞橋	道光23（1843）年間	里人：董瀾など	義莊
呉氏義莊義塾	張斌橋南	道光年間（1821-1850年）	里人：呉楠	義莊
周氏啓文義学	蟹蛟衙	咸豊2（1852）年	里人：周端珩・周一英	学田115畝
蔡氏敦本義塾	搬火橋	咸豊年間（1851-1861年）	里人：蔡筠	義莊
俞氏玉成義塾	俞家閘	咸豊5（1855）年	里人：俞根	学田100畝
周氏棣萼書塾	西壩柳	咸豊6（1856）年	里人：周沚	学田150畝
朱氏尊経義塾	藕纜橋	咸豊6（1856）年	里人：朱肇裕	学田120畝
水氏滌源家塾	上宅	咸豊7（1857）年	里人：水望月	一族出資
張氏逢原義学	張家岸	同治2（1863）年	里人：張守源	一族出資
朱氏竹林義塾	朱園	同治5（1866）年	里人：朱汝金等	学田40畝
胡氏養正書院	胡家墳	同治6（1867）年	里人：胡咸炎等	学田100数畝
沈氏中林義学	櫟社	同治7（1868）年	里人：沈倫恬	一族出資
李氏善教堂義塾	李家坑	同治7（1868）年	里人：李聖良等	学田50畝
王氏□余書塾	王家衙	同治8（1869）年	里人：王震等	学田150畝
周氏承啓書塾	新莊	同治9（1870）年	里人：周苻等	学田50畝
朱氏義正義塾	藕纜橋	同治11（1872）年	里人：朱学章等	不詳

『鄞県志』巻九学校・族塾（光緒2年刊行）より作成

この表をみると、清末同治年代までの約200年間には、全県における各宗族により設立された族塾は合わせて29校である。これは同県に設立されたほかの各種教育機関、すなわち県学1か所、書院3か所、義学10か所²⁴と比べて、圧倒的に多い。しかし、これらの29校の族塾の全県における709か所の宗族に占める割合はわずか4.1%であり、普及率は低いレベルにとどまっ

ていたことがわかる。

ところが、同『鄞県志』巻九族塾の注記には、「鄞之義莊皆有家塾併入於此以類從焉」²⁵とあるように、鄞県における義莊がすべて族塾をもっており、類推するためにここに併せて記入するという。つまり表4に示された族塾は当時鄞県における一部の族塾であり、すべての族塾ではない。しかし、清末鄞県においては、実際にどのぐらい族塾が存在していたのか、これに関する詳しいデータは清末の地方志などに記載されていない。そこで前述した1935（民国24）年刊行された『鄞県通志』を用いて、鄞県における族塾の普及状況を探ってみる。

周知の通り、中国では1903年に「奏定学堂章程」が發布され、近代学校制度が導入され始めた。1911年に中華民国が成立し、教育当局が族塾を含め旧教育機関である数多くの私塾を改良し、小学堂へと転換した。したがって、1935（民国24）年刊行の『鄞県通志』に記載された各宗族立の教育機関は、大部分が族立小学堂となった。

1933、1934（民国22、23）年に調査された鄞県における族立小学の普及状況から、約30年前の清末における族塾の普及率を推定できる主な理由は、以下の3点である。

第1に、前述したように、族塾は1903年の学制改革以後にも私塾改良方針の下にほとんど私立学堂、あるいは私立小学となって存続している。逆にいえば、民国初期の大部分の族立小学の前身は族塾であるとみることができる。

第2に、民国年代に新設された族立小学は、『鄞県通志』にはその設立時期を明記しているが、これは族塾から改良された族立小学を区別するためであると推測できる。

第3に、清朝崩壊以降、中国は政治や社会経済の面で内憂外患に陥っていたことから、学制改革を実行するのはなかなか難しく、特に農村においてはその教育状況は清末とは実質的なあまり変わっていなかった²⁶。

さて、『鄞県通志』氏族編より各宗族立小学あるいは族塾をまとめてみると、族立教育機関のうち、族塾が9校、族立小学が87校で、合せて96校になる²⁷。また、族立小学の中に、3校が民国初期の設立と明記されており、それらを除いて、残された93校の教育機関の全県宗族数に対する割合は13.1%となる。小規模の族塾は近代学校制度導入以降に廃校されたと考ええると、清末鄞県における各宗族の族塾開設率は13.1%以上と推定される。

2.2.3 族塾の設立と宗族の規模など 要素との関係

鄞県では、教育機関（族塾や族立小学）を設けた宗族は、その宗族規模（構成員人口）、宗族の結合の強さ（祠堂や族譜を設けたかどうか）や経済状況などの要素との間に、どのような関係をもっていたのだろうか。

まず、教育機関を設けた宗族は、その宗族規模（構成員人口）に関し

表5 族塾の設立と宗族の規模との関係

宗族の人口別	教育機関を設けた宗族		全宗族	
	数量	百分比	数量	百分比
100以内	9	9.7%	108	15.2%
100－299人	20	21.5%	160	22.6%
300－499人	16	17.2%	83	11.7%
500－999人	20	21.5%	74	10.4%
1,000以上	23	24.7%	72	10.2%
不詳	5	5.4%	212	29.9%
合計	93	100.0%	709	100.0%

『鄞県通志』氏族編(一)、(二)より作成

てどのような特徴があるかを検討してみる。前述の『鄞県通志』氏族編から教育機関を持つ宗族の人口数を分類し、統計して、これと鄞県のすべての宗族の人口構成を対比してみると、表5のようになる。この表によれば人口100人以内の宗族は、すべての宗族の15.2%を占めているのに対して、教育機関を設けた宗族の中に、人口100人以内の宗族は9.7%しかない。逆に、1,000人以上の大きな宗族の割合は10.2%であるが、教育機関を設けた宗族においては、それが24.7%にのぼった。このことから、人口の多い宗族は族塾を設ける傾向が強いことが指摘できる。

次に、教育機関を設けた宗族と一族の結合との関係は表6に示した通りである。既述したように、祠堂の設立や族譜の刊行が一族の結合の強さを象徴していた。表6からわかるように、祠堂を設立した宗族あるいは族譜を刊行した宗族は、全体の宗族と比べて、族塾を設ける傾向が明らかに高く、宗族の結合の強さと教育機関の設立の間に、緊密な関係があることがわかる。

表6 族塾の設立と宗族の結合の強さとの関係

祠堂の有無	族塾を設けた宗族		全宗族		祠堂の有無	族塾を設けた宗族		全宗族	
	数量	百分比	数量	百分比		数量	百分比	数量	百分比
あり	90	96.8%	551	77.7%	あり	83	89.2%	474	66.9%
なし	3	3.2%	47	6.6%	なし	9	9.7%	111	15.7%
不詳	0	0.0%	111	15.7%	不詳	1	1.1%	124	17.5%
合計	93	100.0%	709	100.0%	合計	93	100.0%	709	100.0%

『鄞県通志』氏族編(一)、(二)より作成

最後に、教育機関を設けた宗族と宗族の経済状況との関係を探ってみる。表7は鄞県における全体の宗族の経済状況と教育機関を持つ宗族の経済状況の対比表である。これをみると、豊かな宗族は教育機関を開設する傾向が高いことがわかる。さらに、表7の中に、不詳を除いて統計すると、全体の宗族の経済状況では、貧困・普通・豊かな宗族がそれぞれの32.8%、50%と17.2%となっているのに対して、教育機関をもつ宗族では、それぞれの28.9%、42.2%と28.9%である。族塾など教育機関を設けた宗族は全体の宗族の経済状況より豊かであることが一層明確に示されている。

表7 族塾の設立と経済状況との関係

経済状況	族塾を設けた宗族		全宗族	
	数量	百分比	数量	百分比
貧困	24	25.8%	133	18.8%
普通	35	37.6%	203	28.6%
豊か	24	25.8%	70	9.9%
不詳	10	10.8%	303	42.7%
合計	93	100.0%	709	100.0%

『鄞県通志』氏族編(一)、(二)より作成

3. 族塾の設立と経営

3.1 族塾の設立の主体

族塾の設立形式はさまざまであるが、しかし大きくみた場合、2つに分けることができる。1つは、社会地位が高いあるいは経済的に豊かな人が「善行」という慈善的な立場から出資す

るか、あるいは捐田によって設立されたものである。もう1つは、宗族集団が共同出資するか、あるいは捐田などの共同募金によって設けられたものである。

前者の例としては、浙江省上虞県の経氏義塾が挙げられる。「上虞県志」によれば、この義塾は主に族人の経緯が出資して創建した族塾である。経緯は幼い頃から両親を失い、教育を受けず苦しい生活を経験した。彼が大人になってから、蘇州へ出稼ぎにいて、40数年間商売をしていた。生涯を通じてためたお金で、1856（咸豊6）年に経氏の族塾を創建した。さらに、田を360余畝購入し、その収入で族塾の経営を維持していた²⁸。

浙江省鄞県の徐氏敦本義学は、もう1つの例である。この族塾は徐氏の子孫である徐桂林が1819（嘉慶24）年に寄付金を出して建てたものである。「徐氏義学記」²⁹によれば、徐桂林の祖父は「わが宗族には、俊秀な子弟が少なくないが、資力がないので勉強ができず、県学や国子監の学生に選ばれなかった。これはきわめて惜しかった。もし将来わが子孫に資力があれば、祠堂を建て、祖先の魂を祭ろう」という遺言が残された。徐桂林は祖父の遺志を継いで、出資で徐氏義荘を建て、さらに「一族の貧困な子どもはみな就学することができるようにするため」、祠堂の隣に族塾を創建した。徐桂林が亡くなった後、その息子6人がさらに学田を設け、族塾の発展に大きな寄与した。

後者の宗族集団が共同出資するか、あるいは捐田などの共同募金によって設けられた場合の例としては、浙江省慈溪県の張氏義学をあげることができる。この族塾は一族のメンバーの寄付によって創建されたものである。1899（光緒25）年刊行の『慈溪県志』の調査³⁰によると、張氏の祖先は、宋代に中原より浙江省に移住し、清末になると「數百家聚族而居」し（數百戸が集って住居している）、官吏や知識人などが百出した。しかし、一族の中では貧富の格差が大きく、貧しい家庭には才能を持っている子弟がいるのに、就学することができなかった。族人の張梅はこの状況を憂え、何回も「一族のメンバーを集めて相談」（「嘗聚族而謀之」）した。彼が率先して田108畝を寄付し、ほかの一族メンバーに出資して族塾を建てようと呼びかけた。そして、族人の張斯臧は捐田80畝、張斯安は捐田20畝、張肇景と張肇理は20畝ずつ捐田した。このように、お金のある人はお金を出し、力のある人は力を出して、一族の協力と共同募金によって張氏族塾を創建したのである。

また、一般に族塾設立の計画から創建に至るまでは長い年月が必要である。浙江省鄞県の例を挙げてみると、陸氏双井書院・全氏桓溪義学・施氏崇本堂義学・徐氏敦本義学・呉氏槐氏義塾などの族塾は、いずれも2世代以上の年月を経て創建したものである。また、「洞庭王氏家譜」に掲げた「義田説」には、「吾宗有仕宦官、有居積者、苟踴躍倡捐、族人量力助之、既数十年後、必可成功」³¹（吾が宗族には、官吏もいればお金持ち者もいる。もし彼らが積極的に寄付し、その上ほかの族員が力相応に出資すれば、数十年後に、必ず成功する）という王氏一族に呼びかけた学田を募る文章からみれば、族塾の創建に長い年月がかかることが推察できる。

学田の変遷を最も詳しく示しているのは、湖南長沙の「留田王氏五修族譜」である。その変遷について、以下のように記している。

乾隆年間（1736-1795年）、待聘公は捐田20畝、また銀80両を義学に寄付し、その利息を一

族の子弟の教育費とした。乾隆38(1773)年に、劉仲衡氏から田19畝を引き受けた。乾隆56(1791)年に、王清遠氏から田30畝を引き受けた。嘉慶7(1802)年に、王楚如氏から学田42畝を引き受けた。嘉慶13(1808)年に、学田23畝を購入した。道光9(1829)年には学田5畝、道光15(1835)年には学田15畝、道光17(1837)年には学田10畝をそれぞれ購入した。道光26(1846)年に族員王桂林が田1畝を寄付した。同治4(1865)年に、学田17畝を購入した。光緒6(1880)年に学田24畝5分を購入した³²。(句読点と陽暦は筆者が加えた)

つまり、王氏の学田は清代乾隆年間(1736-1795年)から清末の光緒6(1880)年族譜の編集時点まで百数十年間をかけて、積極的に拡大されていることがわかる。

3.2 族塾の経営形態

族塾は原則として無月謝制をとっていたことから、族塾を経営するために、その財源を確保することは重要な問題であった。すなわち、「義学を創建するには、まず学田数百畝を用意しなければならない」³³という浙江省餘姚県劉氏族塾の創建過程からみれば、学田は族塾の経営が長く続くための主要な、あるいは唯一の安定的な財源である。蘇州范氏族塾は北宋(11世紀)以来清末に及ぶ900年間維持したのは、子孫達が多大な努力を払ったためだけではなく、2,000畝余の学田を保有していたためであろう。

学田の収入は、その一部で塾師(教師)の給料を賄うほかに、子どもの食事や学習用品の費用に充てる。例えば、1855(咸豊5)年に定めた江蘇昆陵における屠氏宗族の「恤孤家塾規條」の「矜恤」の條には、冬には帽子や綿入れの上着など、夏には上着やうちわを子どもに貸してやる。また朝食や飲料を提供し、教科書から紙・墨・硯などの学習用品を支給する³⁴。また、蘇州の陸氏族塾では、教科書・紙・筆・墨・飲食はすべて義荘から出し、入学者は負担しないと、陸氏の「莊塾規條」に明確に規定されている³⁵。また、「華亭顧氏宗譜」によれば、顧氏族塾では、「寝台が備えられ、一日三食すなわち朝食は粥、お昼と夜はご飯を義荘から支給する。五日ごとに肉料理を提供する」³⁶と規定されている。しかし、江蘇元和の潘氏族塾では、「すべての生徒に対して、学費は免除されるが、教科書などの学習用品と食費は支払わなければならない。ただ本当に資力のない人に対して、審査を経て免除する」³⁷とされていた。

族塾の組織については、族塾の全般運営を取り締る塾長あるいは執事がおかれ、塾長は一族の徳望ある長老が選ばれるのが普通である³⁸。また、一族のトップである族長や各分支トップである房長も、族塾の運営に参加し協力する。塾長等は毎年教師の招聘を決定するなどの仕事以外に、「査課」(授業をチェックする)も年に2、3回ぐらい行う。

例えば、前に触れた屠氏族塾では、「査課」について、「まずは族長が数名族員を選んで、予告をしないまま、族塾を巡回する。随意で生徒を指定し、生徒が学んだ字を指して、生徒が読めるかどうかをチェックする。あるいは数行の文章を指定して、生徒に暗唱させたり、その意味を解説させたりする。よくできた生徒に賞銭を与えて、生徒を励ます」³⁹と規定している。また、京江柳氏では、「調査族学章程」が定められた。その主な内容をみると、まず調査員の資格を定め、そして生徒の学習態度や学習状況、教師の出勤や授業の状況などを検査する。そ

の検査結果を告示し、学業のいい生徒を奨励する⁴⁰というものであった。

4. 族塾の設立意図

では、同宗の数人あるいは宗族集団の全員が経済的な苦痛を忍んで出資して、宗族集団の中に族塾を設けようとしたのは、一体どのようなねらいからであったのだろうか。清代に刊行された族譜などの史料からみると、族塾設立の意図として次のような点を指摘できる。

第1は、「義挙」「善挙」など慈善行為として族塾を設ける例である。一族の義学（族塾）の設立は、義田・義倉・義塚の建設とともに「一族の四大要務」と呼ばれていた。富める者が貧しい者の生活を援助したり、また教育を積極的に援助する目的で族塾などを創設することは、まず「義挙」（慈善の行い）や「善挙」（美行）を積むためであったと指摘できる。このような「義挙」「善挙」の動機は、後世に名声を残すことにあったといえる。

一例をあげると、浙江省上虞県の経氏義塾は、咸豊6（1856）年に族人の経緯が出資して創建した経氏一族の族塾である。経緯はさらに田360余畝購入し、その収入で「教師を招いて、一族の子弟を教える」と同時に、一族の未亡人や老人を扶養した⁴¹。経緯のこのような「善挙」が人々に美談として伝えられている。当時の県知事の劉書田は、「上虞県志校統」において次のように記している。

経君が孤児であり、少年時代は貧しかった。……しかし、四十年間にわたって懸命に商売をして、儲けたお金は自分の生活の改善よりも、祭田を購入し、祠堂を建て、義塾を創設することを急務とした。……私がこのことを聞いて、大いに喜び、経君のような者は本当に孝と義をよく知り、四民の模範であると賞賛した。……国家の官吏たちは自分がひとかどの人物と思うが、実際に経君のような鈍いかつ愚かな者さえ孝悌・友愛・廉恥・節約をよく知っている。経君はさすがこの地域の慈善家である。……私が喜んでわざわざここに彼のことを記す⁴²。

このような「善挙」に関する記述がほかの地方志にもよくみられる。ほとんどの地方志や族譜は「善挙」という章を設け、その中に官吏や文人が族塾を創設し、あるいは彼の親族に提供された「善挙」の事実に基づいて称賛の文章を作成し、後世に伝えていくのである。また、墓誌銘や記念碑を建て、伝記を書くなどして、「善挙」を称賛し後世の模範として伝えている。このようなことにより、当時の人々に大きな影響を与えた先人の「善挙」を倣うという風習が形成されていたのである。

第2は、一族の教化や宗族秩序の維持のためという意図である。具体的にいえば、宗族の秩序は血縁的な上下関係によって保持されていたことから、「孝悌」観念が特に強調される。また横の関係で同族間の友愛や調和という点が重視されるようになる。族塾の設立により、同一祖先のことで、「孝悌」観念、友愛や調和を一族の子弟たちに教育することが期待されていたのである。例えば、「范氏義莊規條」では、「われわれ子孫は同源である。したがって祖先からみれば（同じ木の）同枝であって差別はあるべきではない」ことを示し、その理念を族塾教育を通

して実現しようとした。

族塾創設の意図をより明確に示しているのは、「餘姚開原劉氏宗譜語編」である。劉氏第19代目の孫の劉藩は1702（康熙41）年に「勸捐義田義学叙」を著し、劉氏義学（族塾）を創建する意図について、次のように記している。

嘗観家有譜而宗支萃、族有廟而祖德声、祠有義田義学而繼志善甚矣。譜不可不修、廟不可不建、義田不可不捐、義学不可不創。……義学挙、不独家貧而質敏者、固得奮志於青雲、既家富而魯者、亦聞風而興起。将見……宗支必昌大矣、廟貌必重光矣……⁴³。（句読点＝筆者）

すなわち、族譜があれば一族の結束ができ、家廟があれば祖先の徳望を知ることができ、義田や義学があればよい伝統の継承ができる。よって、族譜、家廟、義田や義学は建てなくてはならない。もし義学を創建すれば、家が貧しくても俊秀な者は高位につくことができ、豊かな家庭の愚かな者も奮い立って、これを追いかけることができる。そして、われわれ宗族が必ず大いに栄える。このように、劉藩は族塾の創設が一族の結束や隆盛につながるものとして力説し、族塾の創建のための寄付を呼びかけていたのである。

第3は、一族の栄光と利益を得る目的で建設された族塾である。族塾を設ける最も大きな理由は、一族の子弟を教育し、よりよい人材を育成することにあった。子弟が科挙に合格して官僚になれば、一族の栄光であると同時に一族の利益にもなる。

前にも触れたが、浙江省餘姚県の開原劉氏の族塾は1702（康熙41）年に創建された。劉家19代目の孫である劉藩は、その族塾の創建意図について次のように記した。すなわち、「わが劉氏宗族は南宋から現在に至って、500年の歴史をもっており、子孫が次第に非常に多くなったが、しかしながら官吏になるものはほとんどいなかった」。この原因を追究すると、「義田を設けておらず、義学を建てていない」ためと考えられる。また「経済的に恵まれた家庭には、品質の高い子弟がいないから、腐った木のように育てられない」。他方、「玉のような俊秀な子弟をもっている家庭においては、父兄には彼らを教育する力はないので、結局、役立つ人間に育たなかった」。したがって、族塾を創建し、有用な人材を育成しようと主張した⁴⁴。以上のように、劉氏族塾の目的は人材育成にあることが明らかである。

族塾の教育目的は、まさにこのような「士となるための教育」にあった。宗族集団が最も期待しているのは、一族の子弟が科挙に合格し、「士となり」宗族の榮譽を輝かすことである。ここのことは、「会課」の実施と族塾の教育対象からみることができる。

まず「会課」の実施と科挙の受験費の補助から、「士となるための教育」という族塾の設立意図を探る。「会課」とは、科挙受験のための練習や模擬試験を重ねた詩文会である。江蘇省長州の范氏宗族が、「一族の子弟の読書を励ますため」、1873（同治12）年より「承志堂会課」を創建し、毎月の朔（1日）と望（15日）に、朝から夕方まで「会課」を開いている。参加者に紙や食事を補助し、さらに「花紅」（ボーナス）まで支給する⁴⁵。同じく蘇州の陸氏宗族は特に「会課規條」を定め、毎月の朔と望の日に義荘の内で「会課」を行い、宗族の子弟であれば、

年齢を問わず参加することができるものとした。科挙の模擬試験は「辰刻」(朝7～9時)から「酉刻」(午後5～7時)まで行い、筆と硯以外ものは持ち込み禁止と定めた。義荘は1日3度の食事を用意し、試験の答案を提出したら、お金300文を交付し、「花紅」(ボーナス)は別に支給すると規定している⁴⁶。

科挙受験費の補助に関する規定は、ほとんどの族譜にみられる。例えば「洞庭王氏家譜」の「家祠規條」には、すべての一族の子弟に「県試・府試には銀三両、郷試には銀五両、官吏になるのは銀十両を支給する」⁴⁷と定められている。また、留田王氏では「教員を招く資力のない家庭には連続三年で毎年銀一両を贈る。県試・府試には銀二両、郷試には銀四両を贈る。県試・府試に合格すれば銀十六両を支給し、郷試に合格すれば銀四十両を支給し、会試に合格して進士になるものに銀五十両を支給する」⁴⁸と決めている。

次に、「士となるための教育」という族塾の設立意図は、族塾の教育対象からみられる。族塾の教育対象を詳しく分析すると、「特に資力のない子弟」、「特に資力のないかつ人格優秀な子弟」と「特に才能のある子弟」という3種類に分けることができる。この3種類の族塾の割合はどのぐらいであったのだろうか。25宗族の族譜だけを分析しまとめると、表8のようになる。

25本の族譜の中で、宋代に編集された1本、民国初期に編集された3本を除いて、残り21本の族譜は清代各時期に刊行されたものである。この25宗族集団により開設された28校の族塾のうち、「特に資力のない子弟を対象とする」族塾は6校であり、全体の21.4%しか占めていない。これに対して、「特に資力のないかつ人格優秀な子どもを対象とする」族塾と「特に才能のある子弟を対象とする」族塾は合わせて17校であり、全体の60.7%を占めている。

表8 族譜からみた族塾の教育対象

教育対象	族塾数	百分比
貧しい子弟	6	21.4%
貧しく優秀な子弟	11	39.3%
優秀な子弟	6	21.4%
一族の子弟	5	17.9%
合計	28	100.0%

25本族譜により作成⁴⁹

これは注目に値する数値である。本来族塾は義荘や義田のように、貧しい人々を救済するための教育機関であり、無月謝制を原則として就学の資力のない貧しい者のために設けた族立義学である。しかし、清代になると、その大部分は貧しい者より優秀な者を優先して入学させるようになった。

また、宋代に設立された族塾においては、その大部分は同一族の子弟のほか、異郷生徒の入学も認めた。しかし、清代に開校された族塾の教育対象はほとんど例外なく、一族の子弟に限定されるようになった。

族塾教育の対象のこのような変化については、その原因を一言でいえば、これは中国封建社会の発展に伴って、宗族の結合が強くなった結果である。また、族塾の教育が一族より人材を出すため、あるいは科挙受験をさせるため行われるようになったからである。

おわりに

以上のように、族譜や地方史など資料に基いて、清代中国における族塾の設立、普及とその要因などについて考察した。まず第1に、族塾の経営基盤である宗族集団は、北宋（960-1126年）以降発達し、共通の祖先を有する各家庭が特定の村落に居住し、「族産」と祠堂を設け、族譜を刊行し、宗族組織を作り、一種の「運命共同体」のようなものである。このように、宗族の形成・発展に連れて、一族の子弟を教育する場である族塾が自然に生まれてきたと指摘できる。第2に、浙江省鄞県を例として、『鄞県志』など地方史料によりながら、族塾の普及率を推計し、清末鄞県における各宗族の族塾開設率は13.1%以上であるという結論に達した。そして、族塾の開設は、その母体である宗族の規模（構成員人口）、宗族の結合の強さ（祠堂の設立や族譜の刊行の有無）及び宗族の経済状況との間に、緊密な関係があることが明らかになった。第3に、族塾の設立と経営の様式について、各地方志と族譜に基いて考察した。そこでは、族塾の設立は個人出資（捐田）と宗族集団共同出資（捐田）という2つの方式が分類できる。さらに、ほとんどの族塾は学田をもち、その収入は、教員の給料や子どもの食事や学習用品の費用に充て、族塾の運営を維持していたことがわかる。最後に、族塾の設立意図について族譜を中心とする史料を用いて分析した。これを要点化すると、一族の教化や宗族の秩序、一族の栄光と利益、慈善のためなどの意図から族塾を設けたのであるが、その最も大きな理由は、一族の子弟を教育し、科挙に合格させるためであったといえる。科挙に合格し、一人の官僚を生み出すことは、合格した当人だけではなく、その官僚を通じて一族や地方の利害を政治の場に反映させ、彼らにも大きな利益をもたらすこととなった。このため、族塾は特に「士」を志す貧しい子弟の育成を要務として、エリートの養成に重点を置いていたのであると指摘できる。

注

- 1 李国鈞等主編『中国教育制度史』清代（上）（山東教育出版社、2000年）や毛礼銳等編『中国古代教育史』（北京師範大学出版社、1995年）など参照。
- 2 梁庚堯「宋代的義学」『台大歴史学報』第24期、1999年12月、p.180。
- 3 多賀秋五郎「中国族譜の研究」（上巻）、日本学術振興会、1981年。
- 4 小川嘉子「中国近世の塾族について」『石川博士還暦記念論叢』所収、p.533。
- 5 『休寧銘洲呉氏家記十二卷』明呉子玉撰（抄本）。本書は27代目の孫である呉子玉が明代万曆12（1584）年に著したもので、北京図書館所蔵。ここは、牧野巽著「明代における同族の社祭記録の一例」（『近世中国宗族研究』pp.129-144）に参考する。
- 6 陳其南『家族与社会』（台湾）聯經出版事業公司、1991年、pp.216-217。
- 7 清水盛光『中国族産制度考』岩波書店、1949年、pp.37-38。
- 8 陳其南『前掲書』、pp.220-221。
- 9 『黄岩県志』卷一輿地志・風俗、明代万曆年間刊行。原文は「族稍大則置祭田建宗祠以為世所」である。
- 10 『贛県志』卷一疆域・風俗、清代乾隆年間刊行。原文は「其郷聚族而居六郷一姓有衆至数千戸必建宗祠置祭田」である。
- 11 『寧国府志』卷九、清朝嘉慶年間刊行。原文は「城郷多聚族而居」である。
- 12 僧文瑩「湘山野録」卷上。
- 13 『范氏家乗』卷十五、乾隆11(1746)年刊行。

- 14 『范文正公集』家乗巻32碑記録。
- 15 孫觀『鴻慶居士集』巻三十八「宋故資政殿大学士王公墓誌銘」。
- 16 劉克莊『後村先生大全集』巻九十二「趙氏義学莊記」。
- 17 『慈溪県志』巻五建置四善挙、光緒25(1899)年刊行。
- 18 『龍船港李氏五修族譜』巻三家塾「勸捐義学引」、同治3(1864)年刊行。
- 19 以下の文献より作成した。
 『呉氏支譜』巻十二、光緒8(1882)年刊行。『范氏家乗』巻十五、乾隆11(1746)年刊行。『太原王氏家乗』巻七、民国8(1919)年刊行。『重修登栄張氏俗譜』巻十九、道光21(1841)年刊行。『彭氏家譜』巻十二、民国11(1922)年刊行。『席氏世譜載記』巻十二、光緒7(1881)年刊行。『山陰安昌徐氏宗譜』巻二、光緒10(1884)年刊行。『大阜潘氏支譜』巻二十、光緒34(1908)年刊行。『東匯潘氏族譜』第十二冊、光緒18(1892)年刊行。『華亭顧氏宗譜』巻七、光緒20(1894)年刊行。『屠氏毘陵支譜』巻一、光緒30(1904)年刊行。『安陽馬氏祠堂条規』光緒16(1890)年刊行。『陸氏葑門支譜』巻十三、光緒14(1888)年刊行。『菱湖王氏支譜』光緒20(1894)年刊行。『慈峰李氏家譜』乾隆27(1762)年刊行。『龍船港李氏五修族譜』同治3(1864)年刊行。『牛鼻嶺下王氏宗譜』民国25(1936)年刊行。『若竹王氏家乗』民国2(1913)年刊行。『洞庭王氏家譜』宣統3(1911)年刊行。『留田王氏五修族譜』光緒6(1880)年刊行。『姚氏家乗』光緒34(1908)年刊行。『旌陽張氏通修宗譜』光緒26(1900)年刊行。『章莊張氏宗譜』宣統3(1911)年刊行。『餘姚開原劉氏宗譜五編』宣統2(1910)年刊行。『白沌陳氏族譜』光緒20(1894)年刊行。『大治県志統編』巻之五学校書院義塾、光緒10(1884)年刊行。『無錫金匱県志』巻六学校、光緒6(1880)年刊行。『青浦県志』光緒5(1879)年刊本。『徳慶州志』光緒25(1899)年刊行。『鄞県志』巻九族塾、光緒2(1874)年刊行。『嵎県志』巻六学校志・書院、同治9(1870)年刊行。『寧海県志』巻四書院・義塾、光緒28(1902)年刊行。『嘉善県志』巻五学校・書院、光緒18(1892)年刊行。『上虞県志』巻三十四学校志下書院、光緒17(1892)年。『奉化県志』巻九学校下、光緒34(1908)年刊行。『慈溪県志』巻五建置四書院・善挙、光緒25(1899)年刊行。
- 20 『鄞県通志』民国24年鉛印本、pp.588-589。
- 21 『同前書』、pp.593-626。
- 22 『鄞県通志』輿地志癸編・氏族、民国24(1935)年鉛印本、pp.637-1060。
- 23 『鄞県志』巻九族塾、光緒2(1876)年刊行。
- 24 『鄞県志』巻九学校・書院・里塾・族塾、光緒2(1876)年刊行。
- 25 『鄞県志』巻九族塾、光緒2(1876)年刊行。
- 26 拙稿「中国民衆の初等教育普及に関する史的考察：近代学校制度の導入期を中心に」日中教育研究交流会議『研究年報』第14号、2004年7月、pp.64-66。
- 27 『鄞県通志』輿地志癸編・氏族、民国24(1935)年鉛印本、pp.637-1060。
- 28 『上虞県志校統』巻三十七学校志「義塾」、光緒25(1899)年刊行。
- 29 『鄞県志』巻九学校・書院・里塾・族塾、光緒2(1876)年刊行。
- 30 『慈溪県志』巻五建置四「義挙」、光緒25(1899)年刊行。
- 31 『洞庭王氏家譜』巻二下「祠宇類編下」、宣統3(1911)年刊行。
- 32 『留田王氏五修族譜』巻一「祠産」、光緒6(1880)年刊行。
- 33 『餘姚開原劉氏宗譜五編』巻首「勸捐義田義学叙」(康熙41年定め)、宣統2(1910)年刊行。
- 34 『屠氏毘陵支譜』巻一「恤孤家塾規條」(咸豊5年定め)、光緒30(1904)年刊行。
- 35 『陸氏葑門支譜』巻十三「莊塾規條」、光緒14(1888)年刊行。
- 36 『華亭顧氏宗譜』巻七「義莊規條」(光緒18年定め)、光緒20(1894)年刊行。
- 37 『大阜潘氏支譜』巻二十「松麟莊統訂規條」(光緒32年12月定め)、光緒34(1908)年刊行。
- 38 例えば、蘇州の范氏莊学では、全般の運営は執事に任せる。『范氏家乗』巻十五、乾隆11(1746)年刊行を参照。
- 39 『屠氏毘陵支譜』巻一「恤孤家塾規條」(咸豊5年定め)、光緒30(1904)年刊行。
- 40 『京江柳氏統譜』巻六、民国元年(1911)年刊行。
- 41 『上虞県志』巻三十四学校志下「書院」、光緒17(1892)年刊行。

胡：清代中国における族塾の普及とその要因

- 42 『上虞県志校統』卷三十七学校志「義塾」、光緒25(1899)年刊行。
- 43 『餘姚開原劉氏宗譜五編』卷首「勸捐義田義学叙」(康熙41年定め)、宣統2 (1910)年刊行。
- 44 劉藩「勸捐義田創義学叙」(1702年)、『餘姚開原劉氏宗譜五編』卷首所収、宣統2 (1910)年刊行。
- 45 『東匯潘氏族譜』第十二冊「統規約」(光緒18定め)、光緒18(1892)年刊行。
- 46 『陸氏葑門支譜』卷十三「会課規條」(光緒13年改訂)、光緒14(1888)年刊行。
- 47 注19の中の25種類族譜により統計されたものである。
- 48 『洞庭王氏家譜』卷二下「家祠規條」、宣統3 (1911)年刊行。
- 49 『留田王氏五修族譜』卷一「規條」、光緒6 (1880)年刊行。